



兵庫労働局発表  
平成30年3月12日(月)

担	職業安定部職業安定課
	課長 足立 靖行
	雇用情報官 富澤 克彦
当	電話 078-367-0792

## 兵庫県と兵庫労働局が雇用対策協定締結

～ 働き方改革の推進による多様な人材の活躍推進と労働環境の整備 ～

兵庫県と厚生労働省兵庫労働局は、より緊密に連携して雇用対策に取り組むため、平成30年3月6日(火)に雇用対策法に基づく「雇用対策協定」を締結しました。

### (協定の目的)

兵庫県と兵庫労働局が経済の好循環と雇用環境の改善・向上を目指し、相互に密に連携して雇用に関する課題を共有し、課題解決に向けた雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に取り組む。

雇用対策法第31条に基づく、  
兵庫県との雇用対策の  
連携・協力の確保に関する協定締結



兵庫県雇用対策協定運営協議会

兵庫労働局

連携・協力

兵庫県

※連携・協力に関する具体的な取組は運営協議会にて協議を行う。

県民への積極的な広報

経済の好循環としごとの安定へ

# 兵庫県雇用対策協定の概要

兵庫県と兵庫労働局は、経済の好循環と雇用環境の改善・向上を目指し、相互に密に連携して雇用に関する課題を共有し、課題解決に向けた雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に取り組む、県民に対するサービスの向上に向けた施策を共働して推進します。



兵庫県と兵庫労働局が連携



多様な人材の確保・活躍推進

雇用創出・人材育成の推進

働き方改革の推進

地域における雇用対策の推進

## 兵庫県雇用対策協定

兵庫県と厚生労働省兵庫労働局（以下「兵庫労働局」という。）は、より連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進していけるよう、以下のとおり「兵庫県雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、兵庫県及び兵庫労働局が経済の好循環と雇用環境の改善・向上を目指し、相互に密に連携して雇用に関する課題を共有し、課題解決に向けた雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的として締結する。

### （取組内容等）

第2条 兵庫県及び兵庫労働局は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携して取り組む。

- （1）多様な人材の確保・活躍推進に関すること
- （2）働き方改革の推進に関すること
- （3）雇用創出・人材育成に関すること
- （4）地域における雇用対策の推進に関すること

2 前項に基づく施策を推進するため、運営協議会を設置する。

### （要請等）

第3条 兵庫県知事及び兵庫労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、これに誠実に対応するものとする。

### （その他）

第4条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、兵庫県及び兵庫労働局は協議し定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

### 附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、兵庫県知事、兵庫労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月6日

兵 庫 県 知 事                      井 戸 敏 三   （署名）

厚生労働省兵庫労働局長              畑 中 啓 良   （署名）